

相続登記はお済みですか？



令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化されました

相続によって不動産を取得した相続人は、その**所有権の取得を知った日から3年以内**に登記の申請をすることが法律上の義務となりました。

この登記申請義務は、**令和6年3月31日以前に死亡した人の相続についても適用**されます。この場合は、令和6年4月1日から3年以内に登記の申請をする必要があります。

詳しい内容及び相続登記手続の方法については
下のホームページを御覧ください



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

法務省 不動産を相続した方へ

検索

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html



松山地方法務局

Q1 相続登記が義務化されたのはなぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者がわからない「所有者不明土地」が全国で増加し、管理不全のための環境悪化や公共工事の施行に支障が生じています。この問題を解決するため、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q2 相続登記をしない場合のペナルティはありますか？

正当な理由なく義務に違反した場合、10万円の過料が科せられる可能性があります。なお、相続登記義務を簡易な方法で果たすための「相続人申告登記」をしておけば、義務を果たしたとみなされます。

Q3 Q2の回答にある「相続人申告登記」とはどのようなものですか？

相続登記では、次問Q4のように様々な添付書類が必要になってきますが、相続人申告登記の申出においては、大きく簡略化されており、簡易な手続きにより義務を果たしたとみなされます。相続人申告登記は、相続人の一人からでも申出可能ですが、相続人全員が義務を履行したとみなされるには、相続人全員がそれぞれ申出をする必要があります。

Q4 相続登記を個人でするのは大変ですか。もし手続を依頼するとすれば、どこに相談すればいいですか？

ご自分で登記をするとすれば、申請書の作成、必要書類（戸籍、除票、住民票など）の取り寄せ、遺産分割協議書（印鑑証明書付き）の作成などをする必要があります。これらの手続を依頼する場合は、専門家である司法書士にお願いすることになります。司法書士へのご相談は、下のお問合せ先の司法書士会の電話番号及びホームページを参考にしてください。

Q5 相続登記の手続を自分でしようと考えているのですが、何か資料等がありますか？

下のお問合せ先の松山地方法務局のホームページに手続に関する資料を掲載していますので参考にしてください。もし、更に詳しく説明をしてもらいたいという希望があれば、法務局で手続案内を行っていますので御利用ください。

※法務局の手続案内は予約制になっていますので、事前に電話等での予約が必要です。

愛媛県司法書士会

相続登記相談センター ☎ 0120-13-7832
[フリーダイヤル]

松山地方法務局

本局	☎ 089-932-5814
大洲支局	☎ 0893-50-5055
西条支局	☎ 0897-56-0188
四国中央支局	☎ 0896-23-2407
今治支局	☎ 0898-22-0855
宇和島支局	☎ 0895-22-0770
砥部出張所	☎ 089-962-2140

個人での手続が難しい方は司法書士など、専門家への相談をご検討ください。



愛媛県司法書士会
ホームページ



松山地方法務局
ホームページ